

「発電側課金の導入について 中間とりまとめ」の改定に係る御報告について

令和 7 年 4 月 28 日
電力・ガス取引監視等委員会事務局
ネットワーク事業制度企画室

(趣旨)

発電側課金については、2016 年より詳細設計に関して議論・検討を進め、その検討結果を踏まえて 2023 年 4 月に「発電側課金導入について 中間とりまとめ」(以下「中間とりまとめ」という。)を公表し、2024 年 4 月に導入されたところ。

中間とりまとめ以降、追加で整理された内容を反映するため、第 6 回制度設計・監視専門会合(2025 年 2 月開催)における御審議を経て、中間とりまとめの改定案について、所要のパブリックコメントを実施した。

パブリックコメントにおける御意見を踏まえ、中間とりまとめに追加で反映を行い、改定を行うことについて、第 8 回制度設計・監視専門会合(2025 年 4 月開催)で御審議、御了承をいただいた。

本日はその改定内容やパブリックコメント結果について御報告させていただくもの。

1. 経緯

発電側課金については、2023 年 4 月の中間とりまとめ公表以降、下表の内容が追加で整理されているところ、本追加整理の内容を中間とりまとめに反映するべく、その改定案について第 6 回制度設計・監視専門会合(2025 年 2 月開催)で御審議・整理いただいた。

＜2023 年 4 月の中間とりまとめ以降に整理した事項＞

時期	整理内容
2023 年 6 月 第 86 回制度設計専門会合	➤ 各市場・取引における発電側課金の転嫁 ➤ 発電併設蓄電池における発電側課金の扱い
2024 年 8 月 第 100 回制度設計専門会合	➤ 発電側課金における制限中止割引の廃止
2025 年 1 月 第 553 回電力・ガス取引監視等委員会	➤ 発電側課金における災害時の特別な措置

※なお、2024 年 4 月の発電側課金の導入に当たっては、2023 年 6 月の追加整理内容は反映されたものとなっている。

2. パブリックコメントの結果

第 6 回制度設計・監視専門会合(2025 年 2 月開催)では追加整理内容を反映した中間とりまとめ改定案について所要のパブリックコメントを行うことについて御審議、御了承いただき、2025 年 2 月 28 日から 3 月 31 日の期間で実施したパブリックコメントを実施した。

パブリックコメントにおいては、以下計 5 件の御意見が寄せられたところ、その概要は以下のとおり。

- ① 逆潮流 10kW 未満の電源が「当分の間」課金対象外とされている点に関する御意見
- ② 発電側課金の制度趣旨と再生可能エネルギー推進との関係に関する御意見
- ③ 発電側課金の転嫁に係るアンケート・ヒアリングによる監視及び一般送配電事業者の手続き改善要望の対応状況のフォローアップに関する御意見

④ 発電併設蓄電池の設置時における発電側課金に係る kW 課金及び kWh 課金の算定方法等の詳細に関する御意見

⑤ 需給調整市場での発電側課金の転嫁における kWh 課金分の織り込み方法に関する御意見

その後、第 8 回制度設計・監視専門会合（2025 年 4 月開催）において、上記の寄せられた御意見に関しては、回答・実施結果の公表を行うこと、及び、意見公募手続対象の文書案については御意見を踏まえた追加の反映を行い、「発電側課金の導入について 中間とりまとめ」を改定することについて、了承された。

3. 今後の対応

資料 3-1 のとおり、パブリックコメント実施結果及びいただいた御意見に対する回答を公表するとともに、併せて発電側課金の各関係事業者への適切な制度周知の観点から、資料 3-2 及び資料 3-3 のとおり、改定した「発電側課金の導入について 中間とりまとめ」を公表する予定。

なお、改定した中間とりまとめの周知は、電力・ガス取引監視等委員会の発電側課金制度に係るホームページでの公表に加え、関係機関に御協力いただき発電事業者等に周知を行う予定。

以上

改定案の内容① (発電併設蓄電池における発電側課金の扱い)

- 中間とりまとめにおいて、今後検討するとされた発電併設蓄電池を設置した場合の発電側課金の扱いは、**第86回制度設計専門会合(2023年6月開催)**において追加的に整理されたところ。
- 具体的には、発電併設蓄電池の発電側課金は「**kW課金(固定料金)**は、他の電源と同様の課金対象」とし、「**kWh課金(従量料金)**は、蓄電池の系統からの引き込み分以外が課金対象」とする等※、課金方法を明確化する整理がされたもの。※併せて既認定FIT/FIP併設蓄電池の扱いについても明確化を行っている。

発電併設蓄電池を設置した場合の発電側課金の扱い

第86回 制度設計専門会合
(2023年6月) 資料9-1

- 基本的には、**発電併設蓄電池を設置した場合のkW課金は、原則どおり課金する。**
 - ※ 1. ただし、調達期間等内の既認定FIT/FIPは、調達期間等が終了してから発電側課金の対象となるため、調達期間等内の既認定FIT/FIP蓄電池を設置する場合のkW課金の対象は、発電併設蓄電池の系統からの引き込みによる充電に基づく放電部分となる。課金対象部分の算出に関しては、当該既認定FIT/FIP電源と蓄電池の発電設備容量で算出し、蓄電池分を課金対象として算定してはどうか。
- 他の電源との公平性の観点から蓄電池のkWh課金については免除と整理されているため、基本的には、**発電併設蓄電池を設置した場合のkWh課金は、蓄電池の系統からの引き込みによる充電に基づく放電以外(=発電設備からの発電分)が対象となる。**
 - ※ 2. ただし、調達期間等内の既認定FIT/FIPに併設して蓄電池を設置する場合は、当該既認定FIT/FIP電源に関して、調達期間等が終了してから発電側課金の対象となることに留意が必要。
 - ※ 3. 発電併設蓄電池の系統からの引き込みによる充電に基づく放電の量を算定するに当たって、正確な数値や実際の電力量に近い数値の算定が難しい場合、同地点において系統から引き込んだ電力量を基に、蓄電池が系統から引き込んで放電する電力量を算出する方法もあがるのではないかと。



※ なお、FIP併設蓄電池の系統からの充電は、新規FIP併設蓄電池は2024年4月に可能となり、既認定FIP併設蓄電池については2025年4月に可能となる予定。

改定案の内容② (発電側課金における制限中止割引の廃止)

- 発電側課金では、緊急時の作業停止や設備故障時における出力制御など、送配電設備起因かつ出力制御の予見性がない場合において一定の割引(制限中止割引)が行われることとされていた。
- 他方、制限中止割引対応に係るコスト削減等の観点から、2024年1月に変更認可された託送供給等約款において、**需要側の制限中止割引は2024年度末に廃止されることとなった。**
- 以上の経緯を踏まえ、**第100回制度設計専門会合(2024年8月)**において、**発電側課金における制限中止割引は、需要側と同様の措置を執るのが合理的であり、需要側と同様に2024年度末をもって廃止することと整理されたもの。**※2025年4月適用の託送供給等約款において規定されることとなっている。

発電側課金における制限中止割引の取扱いについて

第100回 制度設計専門会合
(2024年8月) 資料4

- 発電側課金における制限中止割引は、以下の観点から**需要側と同様の措置を執るのが合理的**であり、**需要側と同様に2024年度末をもって廃止する**こととしてはどうか。
 - ① 発電側課金における制限中止割引は、需要側と同様に送配電都合により送配電設備を利用できないことを踏まえ、**需要側の制限中止割引と同じ水準・内容で措置されたこと。**
 - ② 需要側の制限中止割引の廃止理由を踏まえると、**コスト削減効果を発現するには発電側においても同様の措置を執る必要があること。**
 - ③ 過去の制度設計専門会合での議論では、生活や事業活動等に不可欠な電気を消費している需要側における供給停止と比較して、**発電側の出力制御を保護する必要性は相対的に低い**という考え方が示されており、**発電側課金の制限中止割引が存続する合理性は乏しい**こと。

※ 発電側における災害時の特別な措置については、一般送配電事業者側からの託送供給等約款の変更申請を経て、電力・ガス取引監視等委員会等で今後審査される予定。

改定案の内容③（発電側課金における災害時の特別な措置）

- 発電側課金における制限中止割引が廃止されることを踏まえ、第553回電力・ガス取引監視等委員会（2025年1月）において、当該割引が実質的に災害時における被災者の負担軽減策で機能してきた実態等を考慮し、同等の仕組みを備えた代替措置として、需要側と同様に発電側課金における災害時の特別な措置を託送供給等約款で備えることとするについて確認※されたもの。 ※2025年4月適用の託送供給等約款において規定されることとなっている。

(2) 災害時の特別な措置に係る規定の追加
① 変更内容

第553回 電力・ガス取引監視等委員会
一部抜粋・追記（2025年1月）資料3

これまで災害特例措置として実施してきた措置に以下の点を拡充し、需要側及び発電側における災害時の特別な措置に係る規定としてそれぞれ追加。
・発動条件: 災害救助法の適用又は激甚災害として指定された場合、かつ一般送配電事業者へ申込みを実施のうえ受領された場合
・適用条件: 被災から電気を全く使用していない場合
・割引率: 4 %/日

② 理由

上記（1）のとおり、需要側及び発電側の制限・中止時の割引が廃止されることを踏まえ、需要側については、総合資源エネルギー調査会／電力・ガス事業分科会／第72回電力・ガス基本政策小委員会（令和6年3月29日開催）において、当該割引が実質的に災害時における被災者の負担軽減策で機能してきた実態等を踏まえ、同等の仕組みを備えた代替措置として、これまで災害特例措置として実施してきた内容とあわせて、災害時の特別な措置を2025年4月1日までに託送供給等約款に規定することと整理されたため。また、発電側についても、需要側での整理と同様に、災害時の特別な措置に係る規定を追加するもの。

7

改定案の内容④（各市場・取引における発電側課金の転嫁）

- 発電側課金においては、発電事業者が発電費用の一部として適切に転嫁できなければ、制度変更に伴う費用負担を発電側で一方向的に負うことになってしまう。
- そのため、第86回制度設計専門会合（2023年6月）において、各市場・取引における発電側課金を転嫁する際の扱いを明確化したもの。

各市場・取引における発電側課金の転嫁

第86回 制度設計専門会合
（2023年6月）資料9-1
一部修正

- 各市場・取引における発電側課金の転嫁に関しては、以下のとおりの整理とする。

市場・取引	発電側課金の転嫁に関して
スポット市場	応札価格に繰り込むことが可能 （限界費用にkWh課金分を繰り込む）
時間前市場	応札価格に繰り込むことが可能
先渡市場	応札価格に繰り込むことが可能
ベースロード市場	応札価格に繰り込むことが可能 ※資源エネルギー庁の審議会において整理済み
容量市場	応札価格にkWh課金分を繰り込むことが可能 ※資源エネルギー庁、広域機関の審議会・検討会において整理済み
需給調整市場	応札価格に繰り込むことが可能 （調整力 kWh 市場の限界費用にkWh課金分を繰り込む。また、調整力ΔkW市場の固定費回収のための合理的な額（＝B種の「一定額」）にkWh課金分を繰り込む。）
相対取引 （常時バックアップ含む）	取引価格に繰り込むことが可能 ※「相対取引における発電側課金の転嫁に関する指針」（転嫁ガイドライン）を策定済み

※上記スライドに関して相対取引については「相対取引における発電側課金に関する指針」を2024年1月に策定・公表済み。また、需給調整市場の転嫁に関しては、2024年3月の需給調整市場ガイドライン改定後、固定費回収済みのA種電源の一定額は「0.33円/ΔkW・30分」に変更されており、限界費用参照ではなくなったため、記載内容について所要の修正を行っている。

8

「発電側課金の導入について 中間とりまとめ」の改定について

- 以上の追加整理があったことを踏まえ、**発電側課金の各関係事業者への適切な制度周知の観点から、資料7-2及び資料7-3のとおり「発電側課金の導入について 中間とりまとめ」を改定すること**としたい。なお、改定にあたっては、**所要のパブリックコメントを実施したい。**
- 改定した中間とりまとめについては、改定後速やかに電力・ガス取引監視等委員会の発電側課金制度に係るホームページで公表・掲載し、制度周知等に活用していくこととしたい。

○HP掲載イメージ



9

(参考2) 第8回制度設計・監視専門会合 資料5 (2025年4月開催)

パブリックコメントを踏まえた追加反映案①(発電併設蓄電池における発電側課金の扱い)

- 中間とりまとめ(改定案)における「発電併設蓄電池を設置した場合の発電側課金の扱い」に係る「kW課金の対象イメージ」の図において、「**発電設備及び発電併設蓄電池の設備容量の合計がそのまま発電側課金の対象電力となるものと誤認を与える可能性がある**」ので、**対象電力の正しい算定イメージが明確になるよう留意点として注釈に記載すべき**との御意見をいただいたこと等を踏まえ、その点誤認が生じないよう以下の文言を注釈として追記することとしたい。

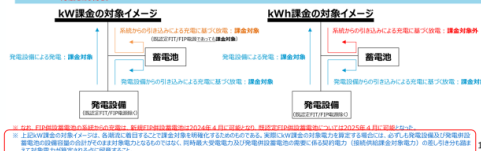
＜追記案＞上記kW課金の対象イメージは、各潮流に着目することで課金対象を明確化するためのものである。実際にkW課金の対象電力を算定する場合には、必ずしも発電設備及び発電併設蓄電池の設備容量の合計がそのまま対象電力となるものではなく、同時最大受電電力及び発電併設蓄電池の需要に係る契約電力(接続供給課金対象電力)の差し引き分も踏まえて対象電力が算定される点に留意すること。

※kW課金の対象電力の算定では、発電併設蓄電池の需要に係る契約電力(接続供給課金対象電力)の差し引き分も考慮する必要があるため、上記追記案で明確化している。

発電側課金の導入について 中間とりまとめ 概要(改定案) 追記箇所青字・赤字強調

② 課金方法(発電併設蓄電池を設置した場合の扱い)

- 基本的には、**発電併設蓄電池を設置した場合のkW課金は、原則どおり課金する**。
- 1. ただし、**接続期間等の既設設備が終了してから発電側課金の対象となる場合、当該設備が終了した時点で、当該設備の出力は0kWとなるため、kW課金の対象となる電力は0kWとなる**。
- 2. また、**接続期間等の既設設備が終了してから、発電側課金の対象となる電力は0kWとなる場合、当該設備が終了した時点で、当該設備の出力は0kWとなるため、kW課金の対象となる電力は0kWとなる**。
- 3. 発電併設蓄電池の系統からの引き込みによる発電に際しては、**正負の数値や実際の電力に近い値の算定が難しい場合、同地点において系統から引き込んだ電力を算定し、蓄電池が系統から引き込んで発電する電力を算定するなどの方法がある**。



※なお、FIP併設蓄電池の系統からの充電は、新規FIP併設蓄電池は2024年4月に可能となり、既設FIP併設蓄電池については2025年4月に可能となった。

※上記kW課金の対象イメージは、各潮流に着目することで課金対象を明確化するためのものである。実際にkW課金の対象電力を算定する場合には、必ずしも発電設備及び発電併設蓄電池の設備容量の合計がそのまま対象電力となるものではなく、同時最大受電電力及び発電併設蓄電池の需要に係る契約電力(接続供給課金対象電力)の差し引き分も踏まえて対象電力が算定される点に留意すること。

発電側課金の導入について 中間とりまとめ (改定案) 追記箇所青字・赤字強調

による充電に基づく放電以外(=発電設備からの発電分)が対象となる^{17 18 19}。

【図表7】発電併設蓄電池を設置した場合の発電側課金の扱いイメージ



～(中略)～

既設FIP併設蓄電池の系統からの充電が2025年4月から可能となったため、時点修正。

¹⁷ なお、FIP併設蓄電池の系統からの充電は、新規FIP併設蓄電池は2024年4月に可能となり、既設FIP併設蓄電池については2025年4月に可能となった。

¹⁸ 上記kW課金の対象イメージは、各潮流に着目することで課金対象を明確化するためのものである。実際にkW課金の対象電力を算定する場合には、必ずしも発電設備及び発電併設蓄電池の設備容量の合計がそのまま対象電力となるものではなく、同時最大受電電力及び発電併設蓄電池の需要に係る契約電力(接続供給課金対象電力)の差し引き分も踏まえて対象電力が算定される点に留意すること。

11

76
77
78
79

80
81
82
83

パブリックコメントを踏まえた追加反映案②(各市場・取引における発電側課金の転嫁)

- 中間とりまとめ(改定案)における「各市場・取引における発電側課金の転嫁」について、「『需給調整市場で調整力kWh市場の限界費用にkWh課金分を織り込む』と記載があるが、需給調整市場ガイドラインでは、kWh市場に係る合理的な応札価格の算定式で『限界費用+一定額(限界費用×一定割合)』となっており、『一定額』における『限界費用』にkWh課金分を織り込むか否かを明確に記載すべき」との御意見をいただいたため、その点について、明確化の観点から以下文言を追記することとしたい。

＜追記案＞ただし、一定額を算出する際の限界費用にはkWh課金分は含めない。

※一定額を算出する際の限界費用にkWh課金分を含めると過剰に発電側課金を回収することになってしまう。なお、本追記内容は第86回制度設計専門会合(2023年6月開催)において、既に整理済みの内容を踏まえたもの。

発電側課金の導入について中間とりまとめ 概要(改定案) 追記箇所青字・赤枠強調

②各市場・取引における発電側課金の転嫁

- 各市場・取引における発電側課金の転嫁に関しては、以下のとおり整理とする。

市場・取引	発電側課金の転嫁に関して
スポット市場	応札価格に織り込むことが可能 (限界費用にkWh課金分を織り込む)
時間前市場	応札価格に織り込むことが可能
先渡市場	応札価格に織り込むことが可能
ベースロード市場	応札価格に織り込むことが可能 ※買戻しと売り手間の差額において整理済み
容量市場	応札価格にkWh課金分を織り込むことが可能 ※買戻しと売り手間の差額において整理済み
需給調整市場	応札価格に織り込むことが可能 (調整力kWh市場の限界費用にkWh課金分を織り込む(ただし、一定額を算出する際の限界費用にはkWh課金分は含めない)。また、調整力kWh市場の固定費回収のための費用は調整力kWh市場の一定額としてkWh課金分を織り込む)
相対取引 (常時バックアップ含む)	取引価格に織り込むことが可能 ※「相対取引における発電側課金の転嫁に関する指針」(転嫁ガイドライン)を策定済み

発電側課金の導入について中間とりまとめ(改定案) 追記箇所青字・赤枠強調

③各市場・取引における発電側課金の転嫁

各市場・取引における発電側課金の転嫁に関しては、以下の整理とする。

【図表29】各市場・取引における発電側課金の転嫁

②各市場・取引における発電側課金の転嫁

- 各市場・取引における発電側課金の転嫁に関しては、以下のとおり整理とする。

市場・取引	発電側課金の転嫁に関して
スポット市場	応札価格に織り込むことが可能 (限界費用にkWh課金分を織り込む)
時間前市場	応札価格に織り込むことが可能
先渡市場	応札価格に織り込むことが可能
ベースロード市場	応札価格に織り込むことが可能 ※買戻しと売り手間の差額において整理済み
容量市場	応札価格にkWh課金分を織り込むことが可能 ※買戻しと売り手間の差額において整理済み
需給調整市場	応札価格に織り込むことが可能 (調整力kWh市場の限界費用にkWh課金分を織り込む(ただし、一定額を算出する際の限界費用にはkWh課金分は含めない)。また、調整力kWh市場の固定費回収のための費用は調整力kWh市場の一定額としてkWh課金分を織り込む)
相対取引 (常時バックアップ含む)	取引価格に織り込むことが可能 ※「相対取引における発電側課金の転嫁に関する指針」(転嫁ガイドライン)を策定済み

12

「発電側課金の導入について 中間とりまとめ」の改定について

- 以上のパブリックコメントにおける御意見を踏まえた追加の反映を行い、発電側課金の関係事業者への適切な制度周知の観点から、資料5-2及び資料5-3のとおり「発電側課金の導入について 中間とりまとめ」を改定することとしたい。また、改定内容については、電力・ガス取引監視等委員会に報告した上で公表することとしたい(併せて資料5-1のとおり、パブリックコメント実施結果及びいただいた御意見に対する回答を公表することとする)。
- 改定した中間とりまとめの周知は、電力・ガス取引監視等委員会の発電側課金制度に係るホームページでの公表に加え、関係機関に御協力いただき発電事業者等に周知を行うこととしたい。

○HP掲載イメージ



特設ページ



●URL: <https://www.egc.meti.go.jp/info/public/news/20241210001b.html>

14